

香川県 I C T活用工事（付帯構造物設置工）試行要領

（趣旨）

第 1 条 この要領は、香川県土木部の所管する工事において別途定める香川県 I C T活用工事（土工 1,000 m³以上）、香川県 I C T活用工事（土工 1,000 m³未満）、香川県 I C T活用工事（小規模土工）（以下、「I C T土工」という。）にあわせて実施する「（I C T付帯構造物設置工）」の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（I C T付帯構造物設置工）

第 2 条 I C T付帯構造物設置工とは、施工プロセスの全ての段階もしくは一部の段階において、次の①、②、④、⑤に示す I C T施工技術を活用するものである。ただし、単独ではなく I C T付帯構造物設置工は I C T土工の関連工種として実施することとする。

① 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、次の 1）～9）から選択（複数可）して測量を行うものとする。ただし、I C T活用工事（土工）の起工測量データ等を活用することができる。

- 1）空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 5）T S 等光波方式を用いた起工測量
- 6）T S（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 7）R T K－G N S Sを用いた起工測量
- 8）地上写真測量を用いた起工測量
- 9）モバイル端末を用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

①で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。3次元設計データ作成は、I C T土工と合せて行うが、I C T付帯構造物設置工の施工管理においては、3次元設計データとして、3次元座標を用いた線形データも活用できる。TIN 形式でのデータ作成は必須としない。

③ I C T建設機械による施工

該当無し

④ 3次元出来形管理等の施工管理

I C T付帯構造物設置工の施工管理において、下記に示す技術により出来形管理を実施する。

また、以下 1）～9）の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。

（1）出来形管理

次の 1）～9）から選択（複数可）して、出来形管理を行うものとする。

- 1）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理技術
- 2）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理技術

- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理技術
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理技術
- 5) T S 等光波方式を用いた出来形管理技術
- 6) T S (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理技術
- 7) R T K-G N S Sを用いた出来形管理技術
- 8) 地上写真測量を用いた出来形管理技術
- 9) モバイル端末を用いた出来形管理技術

なお、8) または9) を行った場合も、「3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（付帯構造物設置工編）（案）」を適用するものとする。

(2) 出来形管理基準及び規格値

出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。

(3) 出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測（管理）すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出すること。

⑤ 3次元データの納品

②、④による3次元施工管理データを工事完成図書として電子納品する。

(対象工事及び対象工種)

第3条 I C T付帯構造物設置工の対象工事は、工事工種体系ツリーにおける下記工種を含む工事を対象とする。

種別	細別
コンクリートブロック工	コンクリートブロック積
	コンクリートブロック張
	連節ブロック張
	天端保護ブロック
緑化ブロック工	
石積（張）工	
側溝工	プレキャストU型側溝
	L型側溝
	自由勾配側溝
管渠工	
暗渠工	
縁石工	縁石・アスカーブ
基礎工（護岸）	現場打基礎
	プレキャスト基礎
海岸コンクリートブロック工	

コンクリート被覆工	
護岸付属物工	

なお、従来施工において土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

（発注方式）

第4条 ICT土工における関連工種であるため、ICT付帯構造物設置工単独での発注及び単独での実施は行わない。

（工事費の積算）

第5条 付帯構造物設置工にICTを活用した工事を行う場合は別表2の「香川県ICT活用工事（付帯構造物設置工）積算要領」に基づき、必要な経費を計上する。

（工事成績評定）

第6条 工事成績評定の対象とする工事において、ICT土工で評価した項目については、ICT付帯構造物設置工として、重複して評価は行わない。

（その他）

第7条 この要領に記載のない事項については、工事監督員と協議するものとする。

附 則 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年7月1日改訂）

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日改訂）

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日改訂）

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年5月30日改訂）

この要領は、令和7年5月30日から施行する。なお、令和7年4月1日以降に契約する工事から適用する。

別表 1 準用する基準等

番号	基準名称
1	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）
2	3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（付帯構造物設置工編）（案）
3	無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領
4	UAVを用いた公共測量マニュアル（案）－国土地理院
6	公共測量における UAV の使用に関する安全基準－国土地理院
7	地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル（案）－国土地理院

別表 2 適用する基準等

1	土木工事施工管理基準及び規格値
2	写真管理基準
3	香川県 ICT 活用工事（付帯構造物設置工）積算要領